

春日部市

産後ケア事業のご案内

(宿泊型・通所型・訪問型)



出産後は、お産と育児の疲れから心身ともに不安定になることがあります。助産師等から身体と心のケアを受けながら育児方法を学ぶことができる『春日部市産後ケア事業』を実施しています。

利用できる方

ケア利用時に春日部市に住所がある**産後4か月未満(訪問型は産後6か月未満)**のお母さんと赤ちゃんで、以下の**すべてに該当する方**

- ① 産後にご家族等からの家事や育児等の十分な支援が得られない
- ② 産後の心身の不調や育児不安がある
- ③ お母さん・赤ちゃん共に医療的ケアが必要ない

以下に該当する場合は、ご利用できません。

- ・感染性の疾患に罹患している
- ・母親に入院加療が必要
- ・母親に心身の不調や疾患があり、医療的な介入が必要

利用方法

利用は**事前申請**が必要です。詳細は裏面をご覧ください。
※申請後、利用決定まで**1週間程度**かかります。



産後ケアの内容



	宿泊型	通所型	訪問型
時間	1泊2日から (食事4食付)	1回6時間程度 (昼食1食付)	1回2時間程度 (1日1回まで)
利用上限回数	1回の出産につき宿泊型、通所型及び訪問型を 合算して最大7回 まで利用可能 ※宿泊型1泊2日利用の場合、2回と数えます。		
ケア内容	<input type="checkbox"/> 産後の身体的・精神的なケアや指導 <input type="checkbox"/> 授乳指導(乳房ケア) <input type="checkbox"/> 育児技術の指導(沐浴等) <input type="checkbox"/> 在宅での育児・生活に関する指導や相談 <input type="checkbox"/> 赤ちゃんの発育の確認と相談 <input type="checkbox"/> 休息の確保 ・・・・など		

利用者負担額

世帯区分	利用者負担額(1回当たり)		
	宿泊型	通所型	訪問型
市町村民税課税世帯	2,900円 (宿泊型に係る利用回数が5回目まで) (減免制度利用後の額) 5,400円 (宿泊型に係る利用回数が6回目以降)	3,000円	1,400円

※**宿泊型1泊2日利用の場合、自己負担額は2回分(5,800~10,800円)**となります。

※非課税世帯・生活保護世帯は利用料が減免制度により免除されます。

実施施設

春日部市産後ケア事業を実施している施設は、市WEB「利用できる施設一覧」をご覧ください。



春日部市 産後ケア



利用までの流れ



相談申請

- ・こども家庭センター(ぽっぽセンター)に相談・申請してください。
妊娠32週(多胎妊娠の場合は妊娠28週)以降より申請できます。

申請時に必要なもの

- ① 本人確認書類
 - ② 母子健康手帳
 - ③ 「春日部市産後ケア事業利用申請書」(申請時に記入していただきます。)
- ◇ 住民税非課税世帯の方は最新の所得証明書等(世帯の課税状況がわかるもの)を必要時ご提示いただくことがあります。
 - ◇ 生活保護世帯の方は、生活保護受給者証のご提示をお願いします。

利用決定

- ・申請後、利用が承認されると、ご自宅に「利用承認通知書兼利用管理表」が届きます。
- ◇ **妊娠中に申請した方は、出産後ぽっぽセンターにお電話ください。** 出産時の状況をお伺いします。その後利用決定し、「利用承認通知書兼利用管理表」が自宅に届きます。
- ◇ この表は、産後ケア利用時に、施設に提示が必要ですので、大切に保管してください。

予約

- ・**利用希望日の4開庁日前までに**、利用希望施設に直接電話で予約をしてください。
※ 山王クリニックをご希望の場合、春日部市こども相談課こども家庭センター(ぽっぽセンター)048-736-1110に電話をして、利用希望日をお伝えください。
- ・予約の際に、希望するケアの内容等必要事項をお伝えください。
- ◇ 施設により必要物品が異なりますので、予約の際にご確認ください。
- ◇ ベッドの空き状況や訪問助産師の都合により、希望通りの日程で利用が出来ないことがありますので、複数の日程を検討の上ご連絡ください。

産後ケア利用

当日の持ち物

- ・サービスを利用します。利用者負担金は利用施設に直接お支払いください。
- ① 母子健康手帳
 - ② 「利用承認通知書兼利用管理表」
 - ③ その他、施設から案内があったもの

【注意事項】 ■キャンセルや変更は、早めに施設に連絡をしてください。

キャンセル料金については、利用施設にご確認ください。



■産後ケア事業利用時に、お母さん、赤ちゃん、ご家族のいずれかに、発熱や咳など感染性疾患の症状がある場合、または感染の疑いがある場合などには、利用をお断りすることがあります。

産後ケア事業の申請や産後のご心配など、お気軽にご相談ください

春日部市こども未来部こども相談課

こども家庭センター(ぽっぽセンター)

春日部市中央7-2-1 春日部市役所本庁舎3F

TEL: 048-736-1110 (月~金 8:30~17:15 年末年始・祝日除く)

